

平成 24 年 3 月 9 日
北海道財務局

北海信用金庫に対する行政処分について

1. 北海信用金庫(本店:余市郡余市町)については、営業店において発生した顧客預金の着服・流用等の不祥事件等に関し、当局検査、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づく報告によると、当金庫の法令等遵守態勢及び経営管理態勢等に以下のような重大な問題点が認められた。

- (1) 当金庫において発生していた複数の不祥事件について、理事長は常勤理事等へ隠蔽を指示し、常勤理事等はこうした理事長の不適切な判断を容認、追従し隠蔽行為に加担するなど、当局検査においてこれらの不祥事件の発生が判明するまでの間、対応を放置していた。
- (2) 理事会は、不祥事件に対する再発防止策の検討を行っていないほか、不祥事件隠蔽の発覚という重要・緊急な問題に対して臨時理事会を開催していないなど、理事会の機能が発揮されていない。
- (3) 当局の立入検査において、理事長は検査官による不祥事件等隠蔽の検証に対して、他の常勤理事へ虚偽の回答を行うよう指示しているなど、検査官に対し不適切な対応を行っている。
- (4) 常勤監事は、理事長の指示により隠蔽していた不祥事件について、法令上の届出をしていないなどの事実を把握しているにもかかわらず、理事長に対して何ら意見具申を行っていないほか、監事会に対しても事件に係る報告を行っていない。
- (5) 営業店及び本部の事務処理は厳正さを欠き、相互牽制機能も発揮されておらず、また、自店検査における検査手法の実効性や検査範囲の妥当性を十分に検討していない。
- (6) 大口与信先が大幅な債務超過にあることを認識していたにもかかわらず、これを当金庫の決算に適正に反映せず、また、これを改めることなく日銀考査及び当局検査に臨んでいる。

2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

(1) 適切な業務運営を確保するため、以下の観点から法令等遵守態勢及び経営管理態勢等を確立・強化すること。

- ① 法令等遵守に係る経営責任の明確化及び責任ある役員体制の確立

- ② 理事会及び監事会の機能強化による経営管理態勢の確立(決算処理の適正性に対する経営監視・牽制態勢の確立を含む)
- ③ 全金庫的な法令等遵守態勢の確立(役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底及び適切な受検態勢の確保、適切な人事管理を含む)
- ④ 内部監査・監事監査の抜本的な改善及び充実・強化による監査機能の実効性の確保
- ⑤ 事務処理態勢及び相互牽制機能の抜本的な見直し(営業店及び本部における事務処理の適切性、相互牽制及び自店検査の機能発揮を含む)

(2) 上記(1)に関する業務改善計画(具体策及び実施時期並びに明確な体制を明記したもの)を平成24年4月9日(月)までに提出し、業務改善計画の実施完了までの間、平成24年4月末を初回として平成25年3月までは毎月、以降、3ヶ月毎の計画の進捗・実施及び改善状況を翌月末までに報告すること。

なお、業務改善計画及び進捗・実施状況等報告については、当分の間、第三者機関による検証と評価を経て、小樽出張所を經由して正副2部提出すること。

【連絡・問合せ先】

北海道財務局理財部 金融監督第二課

電話:011-709-2311(内線 4392)